

8 神社の管理運営組織

(1) 区会と神社組織

4月の新年度には、白山神社の管理運営を行う氏子の代表である役員交代が行われます。

毎年4月は年行司の交代があり、3年ごとに氏子総代の交代が行われます。この運営組織についても時代によって大きく変化してきました。

松河戸公民館の倉庫に、幕末のころからの古文書が保存されています。

その多くを占めるのが、土地・税に関するもので、明治の地租改正作業に関する「地引野帳」、「地租収納簿」や、「土地名寄帳」、「土地各筆調」など年貢徴収に関するものです。

また、営業税に関する「営業・船車人名簿」などもあり、木綿行商、屋根葺職、荷車など、農業の傍らにいろいろな副業を行っていた人がいたことも分かります。

更に、役務に関する溝役や人足に関するもの、戦後の農地改革、工場地への売却に関するもの、松河戸村・小野村時代の学校の「収納帳教育補助の収納帳」や、「授業料取立簿」などがあり、土地、納税、役務、教育等に関する松河戸村の自治組織の役割が分かります。

これら、先人たちが残してくれた江戸末期、明治、大正、昭和の時代から今回の松河戸の区画整理の資料を見ていると、松河戸の沿革を彷彿とさせてくれます。

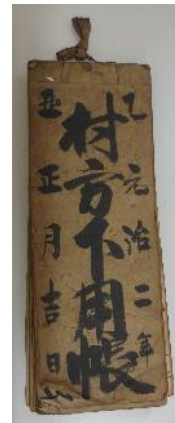
その中に、明治から戦前にかけての白山神社に関するものも含まれていました。

その多くは、白山神社が所有していた土地の年貢収納簿に関するものです。

多くの土地(砂入、御見取、堤外地)が神社に寄進されていますが、この様な土地がなぜ神社に寄進されたのかは、前回の「白山神社の経営」で触れましたので省略するとして、なぜこの時代の書類が神社ではなくて区会の文書の中にあるのか。(白山神社の社務所には、戦後の書類しかみつからない。)

更に、これらの書類をみても、神社のお祭りなどは区長が代表者となって実施しており、昭和15年の旧本殿の建立時の上棟式なども区長が中心となって行っています。

過去の書類上から、白山神社組織や白山神社の管理運営について、自治会(区会役員)と氏子総代の役割やとの関係について調べてみることにしました。



村方下用帳 松河戸村

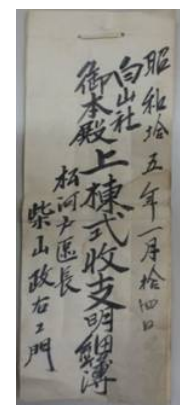
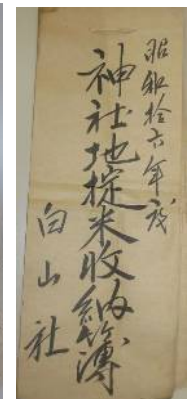
元治2年(1865)

公民館にある書類で最も古いと思われる。

村役員作成の村方下用帳等にて、松河戸村の動向を感じ取ることができる。



砂入、御見取、堤外地などの白山社 掬米収納簿



昭和15年
白山神社本殿上棟式
收支明細簿

旧社殿の上棟式は区長の名で行われている。

(2) 管理運営組織の変遷

① 明治以前（島の人達により管理運営）

庄内川堤防下の周りより一段高い所にある集落単位を「島」と呼んで、村の中の最小自治組織でした。

その島で祀られる氏神様は、島の人々の鎮守の神、産土神でもありましたので、朝晩の参拝がそこで行われ、四季折々の中で、その時々恵みを祈ったり、収穫を感謝したりされていました。

それは島の人々の身近な信仰の対象の場所であると共に島人の集合の場所ともなったので、各島の神社は島の中心的存在として島の人達により管理運営されてきました。

- 慶長 11 年(1606)の「尾張徇行記」には、境内除地及び燈明料の田が認められているものとして、白山祠以下 7 社があげられている。
- 文化年間(1804~1817)「尾張徇行記」には 6 祠掲載されている。
- 天保 12 年(1840)の松河戸村絵図に各島の神社(9 社)が記載されている。

② 明治時代～戦前（県の管理下）

明治の終り頃から行われた「1 村 1 社合祀令」は、神社は宗教ではなく「国家の宗祀」であるという明治政府の国家原則で、地方の自治は神社を中心に行なわれるべきだという考えのもと、合祀政策に一町村一神社の基準が当てはめられることとなり、神社の氏子区域と行政区画を一致させることで、町村唯一の神社を地域活動の中心にさせようとするものでした。

松河戸においても、大正元年 9 月、松河戸の島の神社 14 社を白山社に合祀(4 社)又は境内社(10 社)とし、「白山社」は「白山神社」となり 村社 に列せられました。

松河戸の全ての住民は、白山神社の氏子となり、区長のもとで「祭り」を進めていくこととなったことで、この時代の神社関係の書類が区会側の公民館の倉庫に保存されることとなり、神社側にこの時代の記録文書が保管されていないことが理解できます。

夏祭りに行われる「天王はじめ」、「雲霞祭」、「オマント奉納」、「提灯山」、また秋祭りに行われる奉納行事などの白山神社の祭事は自治組織である「村会」の下で、各島の青年団が実行部隊の中心となって行っていました。

なお、現在は世襲の社家はいませんが、この時期の白山神社報告書(昭和 10 年頃)を見てみると、社家として丹羽原右エ門の名が記されています。

③ 戦後（神社本庁の包括下） 管理は神社組織、運営は区会

戦後は一転して「政教分離」となり、宗教法人法が制定施行(昭和 26 年 4 月 3 日)され、神社本庁の包括下となり、神社本庁の管理下において「白山神社規則」(昭和 27 年 9 月 10 日神社庁承認)が作られ、そして村社白山神社は「宗教法人」(昭和 28 年 3 月 5 日愛知県知事認証)となりました。

責任役員は 4 人(代表役員 1 人、総代 3 人)とし、代表役員は宮司として、総代(任期 3 年)は氏子の中から選考して代表役員が委嘱するとあります。

ここで、区会と神社組織は切り離されたこととなりますが、祭りの運営(徴収や祭事)は区会の仕事として残りました。

これは、祭祀(式典)は神社庁(神社組織)が執り行いましたが、祭事(お祭り奉納)は区民のお祭りとして区会が行いました。

これは、区民のほとんどが(戦前は全員)氏子であるため、区会の協力なくして、祭りを行うことはできませんでした。

宗教法人白山神社規則の概要

(神社組織概要) (昭和28年5月施行)

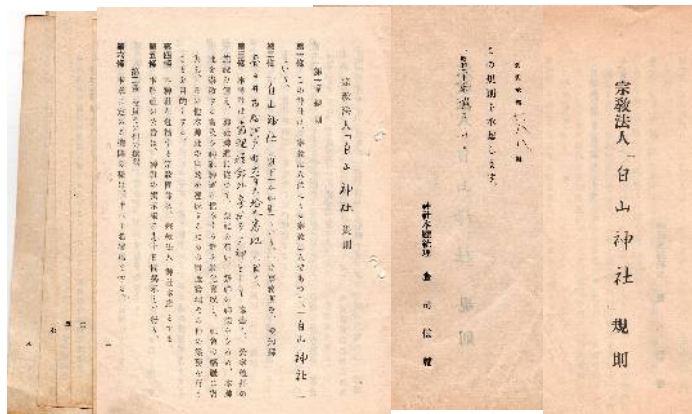
神社本庁
白山神社 (神社本庁の包括下に入る)

【役員】

- ・ 責任役員(代表役員)1人 宮司
- ・ 責任役員(総代)3人 氏子から 任期3年

【会員】

- ・ 氏子
- ・ 準会員(崇敬者)



昭和27年承認された白山神社規則 昭和28年5月施行

④ 区会による神社の管理運営

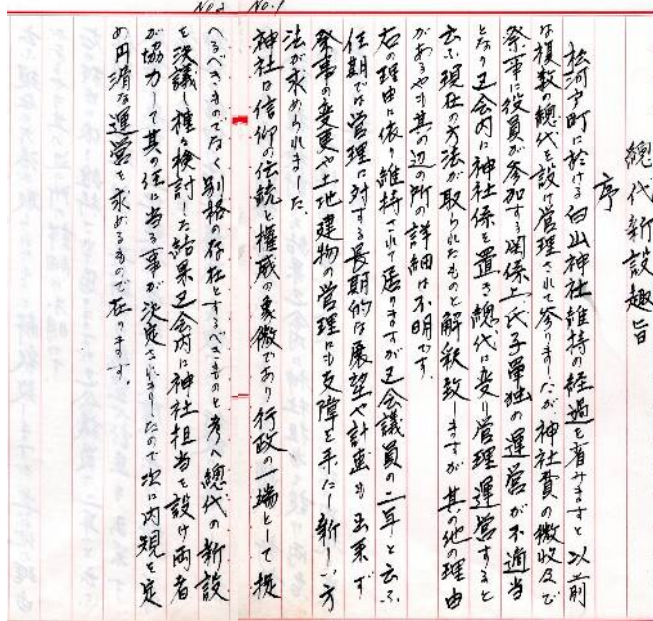
神社組織(責任役員4人で構成)は、主として祭祀や神社の管理を行っていくこととなり、運営(神社費徴収や祭事)は区会の仕事として残ったことから、神社の管理運営がスムーズにできなくなってきました。

そこで、区会内に「神社係」を置き、区会の神社係が氏子総代に代わり管理することで、区会が神社の管理と運営を任されることとなり、再び戦前の様に区長の下に神社の管理運営が行われることとなりました。(区会が神社管理運営を任された年月は定かでない。)

⑤ 昭和50年度～(神社総代の新設と区会の神社係での運営)

その後、昭和50年3月に区会(区長 鈴木五郎)から総代新設趣旨(変更決議事項)が提出されました。

その内容は、「区会議員の2年の任期では、管理に対する長期的な展望や計画も出来ず祭事の変更や土地建物の管理にも支障をきたすので新しい方法が求められる」として、「神社は信仰の伝統と権限の象徴であり行政の一端として行うべきものでなく別格の存在とすべきものとの考えで、総代(長)を新設し、区内の神社担当と両者が協力してこの任に当たる」というもので、戦後と違って新たに設けられる「神社総代(長)」と、「区会の神社係」が協力して管理運営を行っていくというものでした。



昭和50年3月に提出された 総代新設趣旨書の前文

提出内容

神社組織
 氏子組織

総代(長) 1名…氏子の中から選出(氏子の半数以上の支持)任期4年 年手当1万円
 神社係 2名… 区会議員内から選出 総代補佐(氏子)、会計担当(氏子) 年手当7千円
 相談役 1名… 総代の任期を終了した者任期1年

1 祭祀の実施、2 氏子の掌握、3 神社地及び建物の管理、4 その他神社に関する全般

氏子組織

氏子… 神社の管理及び資産に関する権利及び義務を保有する。(名簿記載)
 各島において祭事(祭り奉納)を行う
 準氏子…神社の維持に協力する者

- 神社費は、総代と神社係で協議して決定する。徴収は区長の責任において行う
- 祭祀(式典)は、総代、区長合意の上運営する。

というものでした。

よって、総代(長)の下に区会の神社係が置かれ、神社と区会が協力して行っていく体制が整えられました。

昭和 62 年度～ 総代、相談役の任期を各3年とする。

平成 2 年度～ 総代の任期を2年とする。

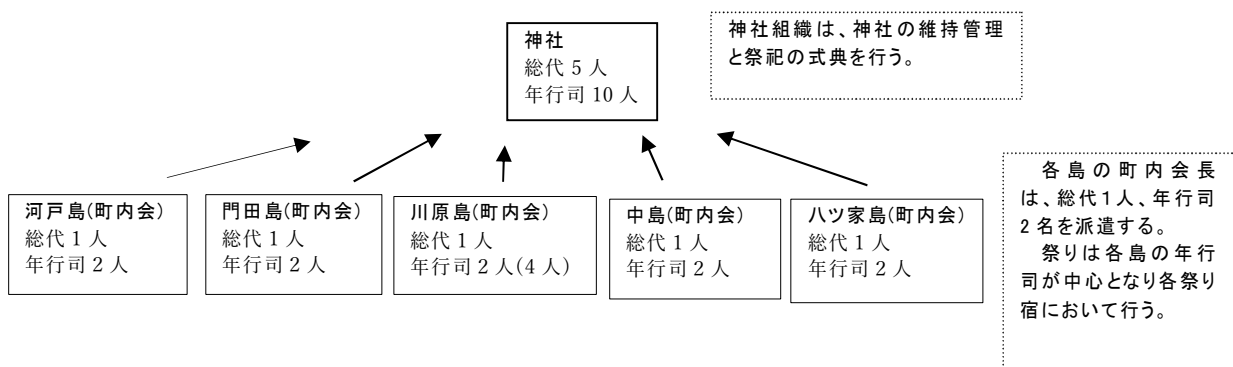
⑥ 平成4年度～(島(町内会)からの役員派遣)

新社殿が完成し落ち着いた平成4年度に、宗教法人白山神社規則を踏まえ会則の見直しがありました。

各島に町内会から選出された神社総代、年行司が設けられたことにより、区会(区長)と神社(総代)との役割分担もはっきりさせることができました。

神社組織

- ・各島(5島)の町内会から氏子総代を各1名選出する。(氏子総代5名、任期は3年)
 氏子総代には、総代長、同副、会計を置き、他の2名は会計補佐役(庶務)として、管理運営、式典に務める。
- ・各島(5島)の町内会から年行事2名を選出し、氏子総代と共に神社の祭事を遂行する。
 (年行司10名 任期は1年)



というもので、今日の基盤となるものでした。

関連行事の区長(区会)、年行司(町内会)、総代(神社)の役割分担 平成4年度当時

月日	行事	担当区分	備考 ()は現在
6月	国府宮総参り (御田植祭)	区長	田植えが済むと、一日農作業を休み、国府宮へ総参りをし、その後芝居見物などした。 (平成8年度から自由参拝となり、現在は、区長、副区長が代表でお参りをしている。)
7月	天王始め	総代	総代が津島神社からお札を受けて、悪霊などが入りこまない様にムラ境に縄を張って下げた。 (現在は雲霞祭を兼ねて、総代が町内3カ所笹竹飾りをして町内厄除けをしている。)
	津島神社例大祭 祇園祭	総代、区長 年行司	総代が祭祀の儀式を行い、町内会が子ども獅子祭りを行っていた。(現在は総代・年行司によって行われている。)
	提灯山	総代 年行司	総代、年行司が拝殿前に提灯を60個飾り、参拝者を迎えている。(現在も同様)
	雲霞祭	区長	正副区長と子ども会により、稲の虫害を防ぐことを祈り神主のお祓いを受け村境を回り田のあぜ道を行列した。 (平成9年から廃止となった。)
10月	白山神社例大祭	総代、区長 年行司	総代が祭祀の儀式を行い、町内会が餅投げを行っていた。(現在は総代・年行司によって行われている。)
11月	新嘗祭	総代	総代が祭祀の儀式の準備 (現在も同様)
12月	お札配布(伊勢神宮)	総代、年行司	総代が行う。(現在も同様)
	(白山神宮)	総代、年行司	総代が行う。(現在も同様)
	(国府宮神宮)	区長	区会が行う。(現在も同様)
	(熱田神宮)	総代、年行司	総代が行う。(現在は行っていない。)
1月	元日祭(初詣)	総代、 年行司	参拝者接待を総代・年行司が行う。 (現在も同様)
	左義長(どんど焼き)	総代	総代が準備 (現在も同様)
3月	祈年祭	総代	総代が祭祀の儀式準備 (現在も同様)
	神社費徴収	総代、 年行司	町内会(島の年行司)が徴収。 (現在は総代が氏子から直接徴収)
	総会(神社、区会)	総代、区長	区会の総会と同日に実施 (現在も同様)
6月～10月	子ども会神楽練習	区長、総代	6/23—10/16 毎週月 19:30 (現在は行っていない。)

※この当時、年行司については、町内会の年行司担当という位置付けであった。

これにより、「区会の神社係」は廃止され、神社の管理運営は神社組織(総代)と各島から派遣された年行司により行うこととなりました。

神社の管理運営や祭祀(式典)などは、氏子総代が主体となり行い、社費(会費)の徴収や祭事(子ども獅子祭や餅投げ奉納祭り)などは、各島の年行司が主体となって行っていくこととなります。

島での祭事(奉納)の内容を知るために、八ツ家島の平成29年度の神社会計報告(島としての最後の年度)をみてみます。

八ツ家島の平成29年度の神社会計報告			
収入			
区費補助	12,750円	(子ども獅子祭補助等)	
氏子徴収金	26,500円	(53件×500円)	※氏子会費は昭和57年に500円から700円になっている。
餅代奉納金	42,400円	(53件×800円)	
合計	81,650円		
支出			
事務費	1,368円	(案内書、報告書作成等)	
祇園祭経費	32,634円	(お供え品、子ども菓子・果物等)	
祭道具の維持管理	1,398円	(防虫剤、洗濯代等)	
奉納餅代	53,000円		
報告書	1,574円	(報告書作成等)	
合計	89,974円		
【島保管備品】			
馬道具(馬飾り一色)、獅子頭(一対)、拍子木(一式)、馬玩具(2個)、祭り飾幕(一張)、最大提灯(1吊り)、宿張り提灯(1吊り)、白色10ミリ引き用綱(1本)、防護用ロープ(1本)、木綿白布(1枚)、赤・緑飾り布(4枚)、子ども用タスキ(43本)			
※島保管備品は、白山神社倉庫保管			

祭事(奉納)については、島が主体となって行っていたことが分かります。

町内会役員選出例

区画整理前(平成 15 年頃) (ハツ家島の場合)

区分	選出役員	人数	任期	選出方法	仕事内容
区会、町内 会関係	町内会長	1 人	1 年	町内会名簿順	町内会のとりまとめ
	相談役	1 人	1 年	町内会長終了後	町内会の相談役
	区会議員	2 人	2 年	町内会年齢順	松河戸区会への派遣
お寺関係	寺総代	1 人	4 年	檀家年齢順 観音寺の総代(5島の町内会で1人選出)	
	寺役員	2 人	1 年	檀家名簿順	観音寺への役員派遣
道風関係	道風役員	2 人	2 年	町内会名簿順	遺跡保存会への役員派遣
神社関係	氏子総代	1 人	任期 3 年	氏子年齢順 白山神社の総代(5島の町内会で1人づつ選出)	
	年行司	2 人	1 年	氏子名簿順	神社祭奉納の島のとりまとめ
	祭り宿	1 人	1 年	氏子名簿順	祇園祭こども獅子祭りの宿
信仰関係	松川稲荷	1 人	2 年	任意	昌福寺松川稲荷役員派遣
	白寿観音	1 人	2 年	任意	昌福寺白寿観音役員派遣

※ 表は、松河戸の最小自治組織である島(例ハツ家島)が、松河戸の各組織へ役員を派遣した内容です。

⑦ 平成 30 年度～（島から丁目班体制へ）

区画整理が終了し、松河戸の最小の自治組織である島組織がなくなったことで、新組織編成が求められました。

しかし、区画整理により「島」の町内会から「丁目」の町内会に単純に替えればよいというものでもありませんでした。

区画整理によって島の時代と比べて大きな構造的変化が起こっていました。

(3) 区画整理後の新組織の問題点

① 最小自治組織(町内会)の弱体

現在、「丁目」の町内会は、松河戸区の「町内会」として市への登録がなされてなく、町内会長は、以前の「島」の町内会のように予算をもって町内会を開催することもなく、もっぱら区会議員としての活動に終始するようになってきました。

以前は、各町内会長が町内会のメンバーから、氏子総代や区会議員を派遣しており、祭り奉納を司る年行司も町内会長の指揮下にありましたが、今では神社や区会が直接選定するようになったこともあり、以前の島(町内会)のような最小自治組織としての性質が薄れるようになりました。

② 町内会による祭り奉納の減退

新しい様式の住宅が増え、各町内会で祭り宿を確保することが難しくなりました。

また、各町内会の指揮下にあった年行司も町内会から神社の包括に入りました。

そこで、町内会が実施していた祭礼奉納は、公民館を全町内会の祭り宿として、夏祭りの子ども獅子は、神社と区会の助成で「子ども獅子祭り実行委員会」が実施することとなり、秋の餅投げは、神社が氏子から奉納金を徴収して実施することとなりました。

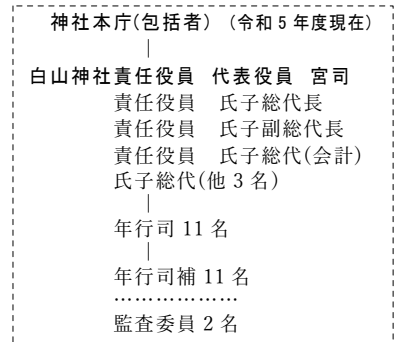
また、丁目班(氏子組織)での「馬道具・獅子」の管理も難しくなり、これらの管理も神社へ移行しました。

このことで、平成 29 年度まで行われていたような各島(町内会)による祭事(奉納)という形式が薄れてきました。

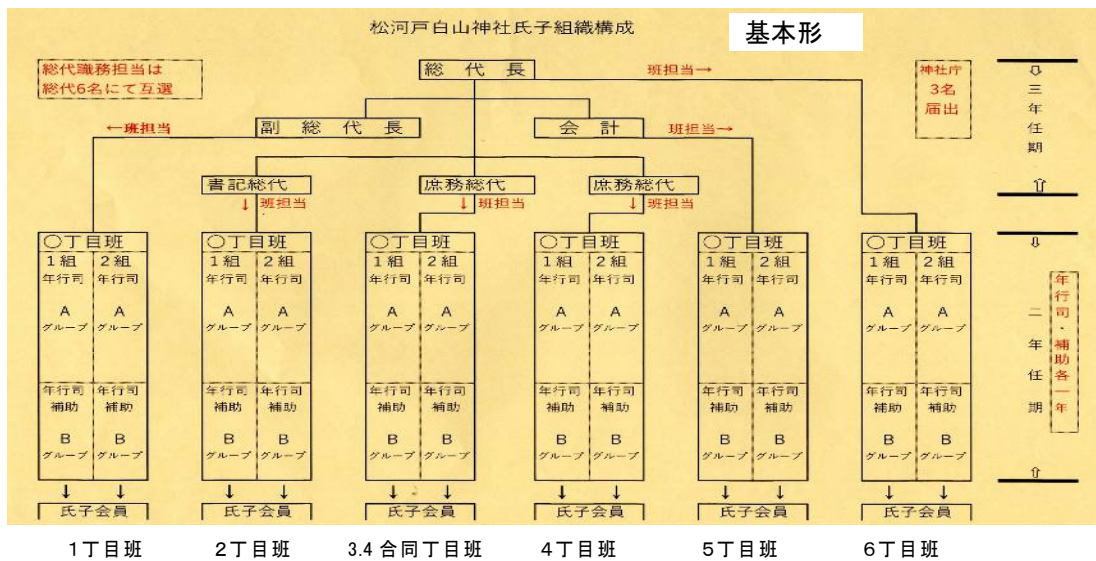
③ 現在の氏子組織構成

現在の氏子組織構成は「班」をもって構成し、下記のようになります。

- (1) 丁目を基本として班を構成し、それぞれの班に「総代」を設ける。
- (2) 班の中に組を設け、それぞれの組に「年行司」「年行司補」を設ける。
- (3) 組を 2 グループに分けて、それぞれのグループに年行司又は年行司補を配置する。ただし、



- ・ 年行司補は次年度に年行司になり、年行司・補で通算 2 年の任期
- ・ 氏子総代は、各丁目班から 1 名選出し任期は 3 年
- ・ 総代長は、氏子総代の互選



上記の組織構成が基本形ですが、丁目班によって人数の多少ができたので、現時点では下記のとおり調整を行っています。

- ・ 4 丁目班は氏子数が多いため、3 丁目班に 4 丁目の一部を含め、 3.4 合同丁目班とした。
- ・ 6 丁目は氏子数が少ないため、1 組だけとした。

松河戸文化科学探求隊
隊長 長谷川 浩
080-3657-7052
松河戸町の沿革ホームページ
<http://matsukawado.com/>